

「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」について

ご案内のとおり、2013年6月19日付で企業会計審議会は、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表しています。

本特集では、当方針の公表を踏まえ、「『国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針』について」と題し、氷見野金融庁総務企画局審議官と西川 ASBJ 委員長の対談を行いました。また、ASBJ における「IFRS のエンドースメント手続に関する計画の概要」についてご説明いたします。



（敬略称）

金融庁 総務企画局審議官
氷見野良三

ASBJ 委員長
西川 郁生

〔司会〕 ASBJ 副委員長
小賀坂 敦

1. 対談「『国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針』について」 21
2. 国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針（原文） 31
3. IFRS のエンドースメント手続に関する計画の概要 37

ASBJ 副委員長 小賀坂 敦

対談

「『国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針』について」

はじめに

司会（小賀坂 ASBJ 副委員長） 本日は金融庁総務企画局の水見野良三審議官にお越しいただいております。大変お忙しい中ありがとうございます。企業会計審議会は、2009年に「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（以下「中間報告」という。）を公表した後、国際会計基準（IFRS）の適用について審議を継続していますが、本年6月に、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）を公表しました。

この「当面の方針」では、IFRSの対応のあり方に関する基本的な考え方、IFRS任意適用要件の緩和、IFRSの適用の方法及び単体開示の簡素化が含まれておりますが、本対談では、IFRSの適用の方法を中心に議論をお願いできればと思います。

「国際会計基準への対応のあり方に関する当面の方針」の概要

司会 まず、水見野審議官から「当面の方針」が公表された経緯と全体の概要について、

簡単に説明をお願いしますでしょうか。

水見野審議官 西川委員長には臨時委員として企業会計審議会の審議にご参加いただきまして、ありがとうございました。特に本年4月の企業会計審議会の会合では、国際会計基準審議会（IASB）に新設されました会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）の第1回の会合にご出席された様子等をご報告いただきました。国際会計基準というと、ロンドンでできたものを受け入れるだけというイメージも強いのではないかと思います。西川委員長にこのフォーラムでの議論の様子をご報告いただきまして、意見を言う場があるだけではなくて、日本の主張の核心に関わるようなところや、概念フレームワークで従来のやや教条的なイメージのあったところが変わる兆しが見えるようなところもお話いただきまして、他の委員の方々も今までのイメージと少し違うなあという印象を受けておられたように思いました。企業会計審議会の審議において大きな意味があったと思います。

「当面の方針」の経緯と概要について、事務局として受け止めている点を述べさせていただきますと、まず、国際会計基準をめぐるっては、日本国内でいろいろな考え方があり隔たりも大きいこと、また、世界最大の資本市場を擁する

米国の方針がなかなかはっきりしないこともあり、去年の夏に公表しました企業会計審議会の「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」（以下「中間的論点整理」という。）では、日本としてもまだよく考えていかなければならない、というスタンスだったと思います。その後、中間的論点整理の10日後ぐらいに米国証券取引委員会（SEC）のファイナル・スタッフ・レポートが出ましたが、その方向性があまりははっきりしない印象もあり、いつまでも米国の様子を待っていても仕方がないという受け止め方もあったかと思えます。

また、国際会計基準のほうでも西川委員長に企業会計審議会でご報告いただいたASAFの動きや概念フレームワークの動きなどがあり、せつかくそういう動きがあるときに、日本としてもできるだけそれに参画していくようにしなければならぬということもあったかと思えます。

さらに、いろいろな方の意見を聞いてみますと、やはり隔たりはあるのですけれども、共通する部分もたくさんあるように思いました。例えば、これだけ広まった国際会計基準を全く無視して日本がずっと進んでいくことはさすがにあり得ないだろうということや、日本として発言権はできるだけ確保していかなければならないとか、そういうところはどなたに会っても意見の合うところをごさいますて、完全に意見が合うまでじっとしているよりは、ある程度合意のとれるところだけでも進んでいくべきではないかと感じたところでもあります。

本年に入ってから集中的にご審議いただきまして、6月19日に「当面の方針」が公表されましたが、ポイントとしましては、現時点で強制適用をするしないを判断する状況にはないが、進められるところは進めていこうという提言と理解しております。

具体的な中身としては3つあります。1つ目

は任意適用の要件の緩和で、現在は上場企業で、しかも、基本的には海外に資本金20億円以上の連結子会社がある等の企業だけを対象としています。その2つの要件については取り払って、国際会計基準を選択し得る企業数を約600社から約4,000社に増やすということが1つ目の項目です。

また、2つ目としては、修正版IFRSです。現在の指定国際会計基準は、基準の一部を修正することができない仕組みになっておりますので、実際には丸々国際会計基準をそのまま指定する結果になっているわけですが、ピュアIFRSは残した上で、それに加えて、必要に応じて部分的にでも修正したり除外したりして、その上で指定するという仕組みを導入することが提言されているわけでごさいます。

3つ目としては、単体開示の簡素化で、現在、上場企業は金商法の連結と単体、会社法の連結と単体の4種類の決算書を出すことになっていますが、2000年3月期から金商法の財務諸表は連結中心に舵を切っているわけですので、単体の連結財務諸表については会社法の単体計算書類にできるだけ合わせていくように簡素化していくことを提言いただいているというのが主なポイントと理解しております。

司会 ありがとうございます。それでは西川委員長、今の氷見野審議官のご説明についてコメントいただけますでしょうか。

西川委員長 IFRSの適用の問題は、2009年の「中間報告」の前から審議されていますが、非常に重要な問題であって、審議官がおっしゃられたように、市場関係者の意見に隔たりがあり、この段階で議論は収束していないと認識しています。そういう中であって、日本は、単一の高品質な国際的な会計基準を目指していくという立場であり、IFRSの適用に関して何もしていないととられることは良くないということがあります。その意味で、今回、任意適用の積

上げを図る方向を出されたのは適切であったと思います。

私たち企業会計基準委員会 (ASBJ) は、IASB との議論のカウンターパートという立場で、また、審議官からお話のあった ASAF のメンバーになっていますが、ここ 2、3 年は、特に IASB との関係が良くなってきたのではないかと感じております。コミュニケーションを密にするということを心がけたことと、先方のスタンスを理解した上でこちらの意見を言うていくことが効果を生んできているのかと思います。そういう緊密な関係を今後も続けていく上で、日本が IFRS に対して真剣に向き合っていることを示す 1 つの方向性として今回の任意適用の積上げのための方策が立てられたことにより、私たち ASBJ の意見発信に重み加わることを期待しています。

ところで、審議官のお話の中に、米国の動向というのがありました。2012 年 7 月のファイナル・スタッフ・レポート以降、音なしの構えに見えます。直近の情報は何かございますか。

氷見野審議官 まず、ASBJ と IASB との議論のお話でしたが、私どもも、フーガーホースト IASB 議長をはじめ、IASB の方とお目にかかる機会があります。その中で、ASBJ のいろいろなコントリビューションについて、非常に高く評価されていることを聞きます。これは面と向かってのときだけではなく、マルチの場でもそういうことを繰り返しておっしゃっておりますので、本音でそういうふうにいるように思います。

今回、企業会計審議会から「当面の方針」が公表されましたが、その前に自民党の企業会計小委員会及び日本経済団体連合会からも提言が出ています。それぞれ特色がありますが、大きな基本的な方向はかなり似通っているところが多いと思っております。そういう意味では国内



金融庁総務企画局審議官 氷見野 良三氏

での共通認識が大体そろってきているということが、ASBJ が国際的な場でご議論をいただく上でも重みになっていくと良いなと思っております。

また、米国が動かないと日本は 1 ミリも動かないだろうから日本と議論しても仕方がないのだと思っている人も世界にはいるのではないかと考えるのですが、「当面の方針」は、米国が動かない中で、日本としての主体的な判断を示したということでも意味があるかと思っております。

米国 SEC の委員長が 4 月にホワイト氏に代わられて、また、米国財務会計基準審議会 (FASB) の議長も最近ゴールドデン氏に代わられて、そうした新しい体制のもとでどういう方針をとっていかれるのかということについて、私どもとしてもさまざまな機会に接触していますが、今のところこれが方針だというふうにはっきり打ち出してはおられないということだと思います。まだ内部でいろいろ議論して検討されているところではないかと思っております。

司会 ありがとうございます。西川委員長、氷見野審議官から ASAF の話が出ましたが、ASBJ としては、今まで行っておりました

定期協議が ASAF に代わることによって終了しました。今後は ASAF を中心に議論、意見発信をしていくこととなるわけですが、初回の ASAF に参加されて、日本の意見を言う上で良いところと難しさの両面を感じたと思います。その点についてコメントをいただけますでしょうか。

西川委員長 ASAF に対する期待は、日本ではもちろん大きいのですが、他の国や地域でも大きいように思っています。それは個人としての意見ではなく、その国なり地域の中で意見集約をしたものを ASAF のメンバーが代表して意見を言う構造になっているため、意見がダイレクトに IFRS に反映されるのではないかとこのころに期待が高まっているのではないかと思います。ただ、ASAF はあくまで諮問グループですから、決定は IASB のボードで行われることに変わりはありませんし、12 人のフォーラムのメンバーがワンボイスになって何かを言えば相当強い力になると思いますが、やはり難しい問題に関しては意見が分かれることが多そうです。初回の会議で、OCI についていえば、日本のように明確にリサイクルを支持しているところがあれば、その対極にあるような意見を言うメンバーもいました。リサイクルに限らず、意見の分かれるものについては、日本の意見がそう簡単に通っていくものではないと思っています。勿論、知恵を絞って、ASAF のアジェンダ・ペーパーを ASBJ が作るなどして最大の努力はしたいと思っています。

一対一で意見がぶつけられた定期協議がなくなったのは残念ですが、やむを得ないことなわけで、長く続いた定期協議を経て IASB との緊密な関係を作り上げているので、緊密なコミュニケーションは今後もとり続けるということがまず大事だと思います。

その上で、ASAF でいえば、例えば FASB

とか、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) のような重要と考えられるメンバーと緊密に意見交換をしていきたいと考えております。FASB との協議を継続していきましますし、EFRAG についても新たに意見交換の場を定期的なものにしていこうと考えています。また、アジアの主要国とも意見交換をしたいと思っています。そういうことを通じて、どこの国と何について共通の意見が持てるかをなるべく早い段階でつかんで、ASAF の場での意見発信にうまく生かしていきたいと考えています。

氷見野審議官 国際基準ですので、どこかの意見だけが通るということはありませんし、ヨーロッパ中心の基準だと言われながら、イギリスの人に会えばイギリスの人なりに不満を言いますし、フランスの人に会えばフランスの人なりにまた別の不満を言います。また、アングロサクソンの基準だと言われながら、米国の人に会うとやはりさらに別の点についての不満を聞くこともございます。各国それぞれ、ぎりぎり何とか我慢できるところで折り合っていくプロセスですので、あまり日本の言い分ばかりどんどん通るといったような期待は持つべきではないだろうと思います。

ただ、ASAF での議論を踏まえて出された最初のプロダクトと言えるのが概念フレームワークのディスカッション・ペーパーと思いますが、数百ページあるこの文書全体はまだ読んでいないのですが、我々が教条主義的な資産負債アプローチとして思い描いてきた IFRS とはかなり違うことも入っていると思います。例えば、時価で評価するか原価で評価するかという評価手法の選択のところにつきましても、資産負債アプローチだから貸借対照表を念頭におけば良い、という思想かと思いましたが、評価方法の選択は、貸借対照表にも影響するし、損益計算書にも影響するため、その両方の影響を見て選ばないといけないとあります。また、案が

幾つか出ておりますけれども、一番有力な案では、包括利益ではなくて、当期純利益が Performance の primary source of information であるという表現も入っています。これまでの ASBJ によるパイの議論の積み重ねですとか、ASAF での議論での貢献もこうした変化の背景にはあるのではないかなと思います。

かつて日本からどれだけ本質的な指摘をしても、あまり議論が噛み合わない場合もあったように承知しておりますが、現在は、プラグマチックでいろいろな意見を聞くようになっていようですので、大変なお仕事とは思いますが、西川委員長には引き続き粘り強く議論をお願いできればと存じます。

西川委員長 フーガーホースト IASB 議長は純利益、OCI の議論に強い思いがありますので、今回も純利益は要らないというような議論は、あるけれども横に置かれていると思います。ただ、現行の概念フレームワークでは純利益が定義されていないのですが、今回の概念フレームワークのディスカッション・ペーパーの段階でもなされていません。定義をすることが非常に難しいと言われていの中で、どこまできちんと説明できるかわかりませんが、ASAF の議論のための準備をしているところです。

「任意適用要件の緩和」について

司会 それでは少し話を戻しまして、「当面の方針」の中の任意適用の緩和のことにについて、簡単に議論を行いたいと思います。先ほど水見野審議官から任意適用要件の緩和について説明がございましたが、今後どのような企業が IFRS の任意適用を行っていくことが期待されていますでしょうか。

水見野審議官 現在の要件は、海外の大きな連結子会社と同じ決算をしたいという企業の期

待には応えられるわけですが、例えば、株主の相当部分が海外の投資家なので、そうした海外の投資家に説明しやすくしたいとか、あるいは競争相手がヨーロッパやアジアの企業が多いので、競争相手との比較がしやすいようにしたいとか、あるいはお客様が海外にいて、そうしたところに説明しやすくしたいとかいうような理由で国際会計基準の選択を希望されても、必ずしも希望に応えられない仕組みになっています。今回の緩和によりまして、そうした企業にも選択していただけるようになるというのが1つのポイントだと思います。

もう1つは、新規上場を準備されている企業の場合、上場したら国際会計基準で開示したいと思っても、上場準備段階では国際会計基準を選択できないという扱いになっています。そうした企業についても最初から国際会計基準で体制整備を進めることが可能になるというのが2つ目のポイントだと考えております。

司会 ありがとうございます。そうしますと、今後は中規模、小規模の上場企業や公開準備会社も IFRS の任意適用を行うケースが出てくることとなりますが、中規模なり小規模の会社が IFRS を利用することについて、任意適用の現状から、西川委員長からコメントをいただけますでしょうか。

西川委員長 2009 年の「中間報告」の直後から ASBJ では、任意適用のサポートを行うために、「IFRS 実務対応グループ」を組成して、IFRS の適用の問題や解釈の問題について取り組んできました。そこでは、例えば減価償却方法の問題であれば、IFRS では定額法しか認められてないのかという実務的な懸念が出てきました。実際に基準を読むとどう見ても定額法と定率法はニュートラルに書いてあり、欧米の実務に影響された監査人の対応の問題かもしれませんが、定額法以外については相当ハードルが高いかのように扱われることがあって、そ



ASBJ 委員長 西川 郁生氏

れへの対応として IASB に減価償却の教育文書を公表してもらいました。

ただ、これまでの IFRS の実務対応の議論は、基本的に相当大規模な企業の方を中心に議論してきており、中規模、小規模の上場企業とか公開準備会社が対象となってくると、適用や解釈の問題も変わってくるかもしれないと思っています。この段階でどういう中規模、小規模向けの対応が必要かというのは必ずしも明確ではないのですけれども、実際に問題が生じてきた場合は、何らかの対応をしたいと考えています。

司 会 氷見野審議官にお伺いしたいと思いますが、任意適用要件の緩和はいつごろから可能とするようなご予定でしょうか。

氷見野審議官 この任意適用要件の緩和については、企業会計審議会でもほとんど異論がなくて、また、「当面の方針」でも明確な方針が示されていますので、方針に沿った財務諸表規則等の改正案を速やかにパブリックコメントに付したいと思っています。この対談が掲載される頃には、改正案がパブリックコメントで公表されているのではないかと思います。
(編集部注：平成 25 年 8 月 26 日にパブリックコメントが公表されている。)

「IFRS の適用」について

司 会 それでは次に、IFRS の適用、IFRS のエンドースメントの議論に移りたいと思います。先ほど氷見野審議官から、今後、IFRS のエンドースメント手続を導入して修正版 IFRS を作成するお話がございましたが、趣旨や狙いについて、もう少し詳しくご説明をお願いできますでしょうか。

氷見野審議官 この部分というのは、今回の「当面の方針」の中でも、一番いろいろな議論がある部分だろうと思っています。例えば、無修正の IFRS と日本基準がある中、さらに修正版 IFRS が本当に必要なかと。米国基準と合わせて 4 つあるというのは、作成する側からしても、あるいは利用者の側から見ても迷惑ではないかという意見があると理解しております。

そういったご意見ももっともなところがあると思いますが、例えば、リーマンショックの後に、米国基準も国際会計基準も日本基準も、ある意味緊急対応の形で会計基準の修正を行っています。仮に日本固有の事態が生じたときに機動的に国際会計基準が世界金融危機のときと同様に修正されるのだろうか、というと、必ずそうだとは言いきれない。では、例えば 300 の日本企業が無修正の IFRS の適用に進んでいたときに、そういう企業が次の四半期末までに日本基準に戻れるかということ、それはおそらく無理なのだろうと思います。そうしますと、ある意味緊急対応の道を何らかの形で開いておくことが、多くの企業が IFRS に進んでいくということであれば、仕組みとして必要なのではないかと、少なくともそうした対応を行える仕組み、体制、能力みたいなもの、手続、経験みたいなものを持っておく必要があるのではないかと思います。

そうした修正版 IFRS をどれだけの企業が実

際に使うのかということ、IFRSに移行される企業は、そのためのコストもおかけになるわけですから、海外子会社と同じ基準でおこないたいか、IRの説明会で会計基準の違いの説明に時間を使うくらいであれば将来の戦略の説明をしたいとか、あるいは海外の同業他社と比較したいとかというメリットがあってされると思います。そうしたメリットはやはり無修正のIFRSのほうが大きいと思いますので、個人的な観測としては、IFRSに行かれる日本企業の大半は無修正のIFRSに行かれる結果になるだろうと思います。仮に多くの企業が無修正のIFRSを使われるとしても、逆にそういうところに行かれる企業が多ければ多いほど、修正版を日本でつくれる体制を持つておくということがますます重要になるのではないかと思います。

また、国際基準の議論というのは、先ほども各国みんな不満を持ちながらおこなっていると申しましたけれども、議論して不満があっても、最後はぎりぎりのめるところでまとめて、それをみんな使っていくということが本来の趣旨です。気に入らないところがあったら「自分は勝手にするから」というのが出発点になっては、そもそも交渉が成り立たないじゃないかというご意見があることも承知しております。

しかし、日本の主張が1つの統合的な体系として成り立ち得る、実装し得ることを示すという発信の面でも、日本が修正版の国際会計基準を作っておくことは、意味があるところと思っております。

もちろん、そういった打ち出しをしていくときには、嫌なところは結局勝手にさせてもらうということを言っているのだと誤解されては、西川委員長がASAFなどで議論される迫力をかえって削いでしまう可能性もあるわけですので、そこは長期的には収斂していく中の1つのプロセスだということを含めて、工夫しながら

打ち出していく必要があるだろうと思っております。

ASBJには非常に厄介な仕事をお願いしているところでは認識しておりますが、是非よろしく願い申し上げます。

司会 ありがとうございます。続いて、西川委員長に、「当面の方針」を受けて、ASBJで今後どのようにエンドースメントを進めていくかということについて、お伺いしたいと思います。

西川委員長 任意適用の積上げの中で、単体の簡素化は別にして、任意適用要件の緩和とIFRSの適用というのが、2つの大きな対応と考えると、任意適用要件のほうはすぐにも対応されるということですが、修正IFRSのほうは、まずこれを作らないと適用できないので、相当程度急いでエンドースメントをする必要があると思っております。

一般的なエンドースメント手续というのは、IASBが基準を出すたびにエンドースメントをしていくということですが、最初は、現存するすべての基準、適用指針を一気にエンドースメントすることになり、これは大変な作業になるだろうし、1回目のエンドースメントで日本の修正版IFRSというのはどういう性格のものになるかということも決まってくるので、最初が極めて重要と思っております。

この段階ではまだ計画の素案を議論しただけですが、現状で考えていることについてお話しします。まず、日本の基準と同様のプロセスが想定されていますので、公開草案などのプロセスを経た上で、ASBJのボードで必要な議決をして公表することになります。

議論を進める際、専門的に詳細な議論を行う必要があり、「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」を委員会の下に設けました。この作業部会の外部委員には、作成者5名、監査人3名、利用者2名、学識経験者2名にご就任

いただきました。ここで作成者がやや多いのは、個々のIFRSを受け入れ可能かどうかを検討するに当たっては、どの程度実務的に大変か、コストがどの程度かかるかを把握する必要があります。どういうものができ上がるかわからない中で、個々の会社として修正版IFRSを使うかどうかという意思決定はできないと思いますけれども、企業会計審議会の議論の中では、委員の中には、自分の会社でも使ってみたいという意見があったかと記憶しています。そういう会社がどういうことを修正版IFRSに期待しているかということも我々としてはきちんと把握して議論を進めていく必要があると思っております。

司会 ありがとうございます。「当面の方針」では、IFRSの個別基準をエンドースメントする際の判断基準について、公益及び投資者の保護の観点から、会計基準の基本的な考え方や実務上の困難さなり、周辺制度との関連性ということ为例示されております。また、IFRSを任意適用する意欲のある企業にとって、有用であるようなニーズを勘案する必要がある一方で、既に先ほど氷見野審議官から、国際的な評価というものを踏まえなければいけないと



ASBJ 副委員長 小賀坂 敦氏

いうお話があったところですが、「当面の方針」の中でも国際的に合理的に説明できる範囲に限定すべきとされています。このあたりの判断基準の考え方について、もう少し説明をお願いしますでしょうか。

氷見野審議官 今、要約していただいたポイントに尽きるわけで、そういう点を念頭にASBJでいろいろ議論いただくということかと思えます。「当面の方針」の表現の中にもさまざまな考慮が顔を出しているわけで、そうした点に目配りしつつ、バランスをとって考えていただくということなのだろうと思っております。

また、個人的に申しますと、できれば無修正のIFRSと修正版のIFRSの違いというのが、実際にできた決算で見たときに比較的簡単に説明がつくような格好になるのが望ましいと思えます。違いを1つ1つ、ここの数字はこう違ってというのを説明していくのがすごく手間がかかるようですと、結局、日本基準とあまり違わなくなってしまいますので、そこら辺がわかりやすいものになるというのがありがたいと思っております。

司会 ありがとうございます。ASBJではこれから具体的に進めていくことになるのですが、具体的な進め方としては、西川委員長、どのような形を想定されておりますでしょうか。また、どのあたりが難しいことになりそうなのかということについても説明いただけますでしょうか。

西川委員長 ASBJではこれまでIFRSのエンドースメントはもちろんしたことはないのですが、エンドースメントと同じような作業をしたことが2回あります。1回目は2008年に終わったEUによる同等性評価のときで、2回目は2011年に行われたIASBのアジェンダ・コンサルテーションへの対応です。

これらの作業というのは、どちらもIFRSと

日本基準の主要な差異は何かということをもまずファクト・ファインディングとしてピックアップし、IFRSを適用するとした場合の障害になるものは何かということを選び出していく作業だったかと思っています。そういうことを過去に行っておりますので、日本の市場関係者の中で再度同様の議論をしていく中では、それほど異論なく進められるのではないかと思っています。もちろん過去の経験というのはエンドースメントそのものではありませんし、今回はより厳正なデュー・プロセスを経なければいけないということがありますが、候補を絞り込む過程では、驚くようなことにはならないのではないかと考えております。

アジェンダ・コンサルテーションのときなどに議論になったのは、当期純利益、OCIのリサイクリングの問題やのれんの償却などの問題、公正価値の測定範囲などでしたが、引き続き大きな議論の対象になるのだろうと考えております。これらについて、今後日本が主張していく上で、レバレッジになっていくかもしれませんが、同時に、このエンドースメント手続が国際的にどのように見られていくかを、十分注意深く見ておかないといけないと考えております。この点については、IASBの主要なメンバーとは緊密に連絡をとっていますし、その他の設定主体の関係者とも、連携を行っていく中で反応を見極めることが重要と考えております。

氷見野審議官 個別の点を議論していただくときに、一方では日本の実務の実情に根差した議論をいただく必要があると思いますし、他方、国際的な納得感というところを考えると、いずれの問題も概念フレームワークとかなり深く関係するようなポイントばかりですので、そちらでの議論との関係というのも出てくるのだろうと思います。

概念フレームワークの現状を見ますと、やや

美しい統合的な体系から一歩踏み出そうとしていますが、どう踏み出すかについて、まだ腹が据わっていない状況にあらうかと思えます。個人的には1本の論理で全部きれいに説明できる概念フレームワークというのは多分間違っているのだと思います。過去のパフォーマンスを経営者のスチュワードシップの観点から評価するための指標でもあり、投資家が将来の投資について考えるための指標でもあるという両面あるわけですので、両方の観点が常に一致するという理由はないのだろうと思います。

また、仮に将来の予測に資するものということであっても、今の時点の貸借対照表にいろいろな予測が盛り込まれているから有効だということ、過去1年間のパフォーマンスがうまく表現されているので、それを来期に投影していく意味で有用だということも、2つが必ずしも一致するわけではないのだろうと思います。

さらに、仮に貸借対照表で見るとしても、できるだけ誰がおこなっても同じ答えになるようにするのか、将来予測みたいなのを盛り込んだほうが有用なのかということでも違ってくるだろうと思います。そういう矛盾がある中で、実際の基準を作るときには折り合いをつけるための工夫をしている筈だと思いますが、従来は、概念の世界では1本の筋道が基本になってスーッと全部説明できるというものを作ってきたために、概念で言っていることと、個別の基準でおこなってきていること、特に金融危機の後、金融商品会計基準とかでおこなっていることがびったり合わなくなってきているのだと思います。

ある意味で日本がずっと言ってきたことは、実際にはいろいろな考慮がぶつかる中での選択だということを踏まえた上で、すかつと整理するだけじゃ済まないということを言ってきた面であらうかと思えます。そこをうまくどう整理するとできるかなかなか答えを出せていない

めに、IASBも悩んでいるかと思えます。こちらでの貢献と相まって、修正版IFRSの意味というものがあるのが理想だろうと思っております。極めて難しい課題ですが、1つの夢としてはそういうことがあるかなと思っております。

西川委員長 当期純利益は要らないという議論は、先ほど氷見野審議官がおっしゃったように、貸借対照表の目的のみで資産負債が決まり、そこから業績報告が導かれるとしたら包括利益しかないというもので、そこはすっきりとしています。しかし、現実には損益目的の資産負債の測定があるということで否定できますが、今回はその一方で、現状のIFRSの会計処理に既に存在しているOCIのリサイクリング処理とノンリサイクリング処理の両方を追認するような案も出てきています。その2つの見解の中間にリサイクルするものだけが本来あるべき

OCIであるという日本の主張があるわけです。また、この議論をすると、必ず当期純利益よりも特別な要素を除いた営業利益のほうがよいのではないかと別の議論が出てきます。包括利益と純利益を比較する議論が、純利益くらいなら営業利益の方がいいというやや別の話にすり替わったりします。このように議論の仕方はなかなか難しいのですが、できる限り知恵を絞って意見を言っていきたいと思っています。

司会 本日は、IFRSのエンドースメントの内容についてご議論いただくとともに、そこから発展して、今後の我が国の主張のあり方までご議論いただけたのではないかと思います。長時間、誠にありがとうございました。

※本対談は、平成25年8月5日にFASF会議室で実施しました。